

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

飯岡地区（亀の甲、八幡原、半田、野田、東大道、上組、堀の内、池の内、西原、西大道、山口、野口、山本、戻川、早川、大浜）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	27 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、本地区には耕作条件が悪い農地が多く、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

②このため、作業の分業化等、地域の農業者がそれぞれの役割を果たしながら取り組む

集落営農について検討を進めるほか、作業の効率化を図るため、現在亀の甲地区で進めているほ場整備をその他の地区でも進めるとともに、水系や水稻の品種に応じた作物体系についても今後検討を進める等、地域の農業の保全と次の世代へのバトンタッチが図られる農業の体制づくりを行っていく。

③また、本地区特有の扇状地の立地条件を活かし、米や野菜のブランド化を進めるなど、付加価値の高い農産物を生産・販売することにより、地区農業の活性化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

玉津地区（所藪、大谷、中土居、森戸、岡寺、川北、川南、船屋、玉津、市塚、横黒）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	28 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区には、土地利用型（水稻、はだか麦等）の担い手が少なく、こうした担い手が本地区において、将来にわたって営農を続けていくためには、担い手への農地の面的な集積を進めるなど、分散したほ場を連担化させ、作業効率を上げるなどの取組が必要不可欠である。

②また、本地区においては、今後5年以内に高齢化や後継者不足等によって、農業をリタイアする方、規模縮小意向の農業者が出てくることが予想されるが、本地区には耕作条件が悪い農地も多く、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困

難なため、小規模農家や兼業農家、そして担い手とが一体となって取り組まなければならぬ。

③このため、地域内の農業者が地域における「人と農地の問題」について当事者意識を持ち、地域農業者がそれぞれの役割を果たしながら取り組む集落営農組織の立ち上げに向けて話し合い等を進め、地域の農地の保全と次の世代へのバトンタッチが図られる農業体制づくりを行っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中央地区（朔日市、本町、北町、松の巷、常盤巷、百軒巷、八千代巷、喜多浜、干拓、市街地1、市街地2、市街地3、上神拝、上喜多川、下喜多川、樋之口、八丁、古川、砂入）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	29 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯闘を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

(1) 本地区においては、水稻とはだか麦の土地利用型と水稻と野菜等を栽培する担い手が中心となって、地域の農地が管理・耕作されており、今後も地域の担い手が中心となって地域農業を支えていく。

(2) なお、地域の担い手は、これまでの実績や信頼により、利用権設定等によって地域の農地の過半以上を耕作しているが、各担い手の農地が分散しており、今後さらなる農

業経営の安定化と効率化、そして更なる規模拡大を図るために、「分散している農地の連担化」や「面的な農地の集積」などを進めていくことも、取組の一つとして考えられる。

(3)こうした取組を進めていくには、農地の所有者等をはじめ地域農業者の理解と協力が不可欠であることから、農地の所有者等の理解が得られたところから、例えば、①今後、高齢等により農業をリタイアする方、規模を縮小する方が、地域の農業者へ農地を預ける場合については、その農地に隣接する規模拡大意向の担い手へ農地を集積させる、②担い手間での調整により農地の耕作権を入れ替え農地の連担化をはかるなどについても、担い手の意向や農地の所有者等の意見も踏まえた上で、可能な範囲で今後検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大町地区（地蔵原、新田、西の川原、沢、天皇、明神木、大南、中南、川原町、小川、上小川、下小川、北の丁、下町）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区については、水稻を軸に野菜や施設園芸等を行う地域の担い手を中心に小規模な農業者や定年就農者等により、農地が維持・管理されている。

②今後、5～10年以内に高齢等によって規模を縮小される方や農業をリタイアされる方が出てくることが予想されるが、担い手の中でも、既に耕作されている農地の周辺等であれば、規模を拡大できる方もいるため、こうした農地については、地域の担い手を中心に面的な集積を図っていく。

③また、今後、集落営農等についても、可能な範囲での検討を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神戸地区（東光、藪の内、楠、山道、山の下、宵、日明、中の段、木挽原、宵の原、釜の口、大久保、舟形、東原、新出、原、西原、奥の内、棚林、土居内、河原町、北組、東組、中西、晩茶、土居、岡、久保、御代地、宮の首、中谷、中屋、藤之石上、藤之石下、吉居、水無、中の池、黒代、川来須、下津池、風透、八の川、李、大平、下分、河ヶ平、中寺、兎之山、上の原、大畠、山崎、黒瀬山、浦山、大保木、向、前田、浦、細野、今宮、本郷、東之川、津越、市之川、丸野、保野）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	41 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

【ほ場整備実施済エリア】

①地域の担い手（今後の地域の中心となる経営体）が中心となり、面的集積を行うなど

、作業の効率化が図られる形での規模拡大を図っていく。

②そのため、今後の、高齢等による離農や規模縮小する農業者の農地については、機構集積協力金なども活用し、規模拡大の意向のある、意欲ある担い手へ集積させ、こうした担い手の将来の経営規模等の目標が達成される体制を目指していく。

③また、土地の利用についても、ほ場条件等を踏まえ、水稻を軸とした玉ねぎ等の野菜やはだか麦等の2毛作を行うなど、優良農地をフル活用していく。

④さらに、地域の農業者の理解と協力のもと、担い手によるはだか麦や玉ねぎ等の野菜の裏作利用も推進し、可能な範囲での期間借地等を行うなど、農地のフル活用と担い手の所得向上を図っていく。

#### 【ほ場整備未実施エリア】

①ほ場条件不利地については、近年耕作放棄地が増加し、今後も高齢等による離農や規模縮小によって、耕作放棄地が増加していくことが予想される。

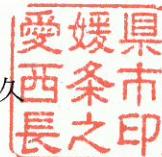
②こうしたエリアについては、担い手への集積が困難であるため、地域ぐるみで支え合いながらそれぞれの役割を果たしていく「集落営農」や地域の担い手等が耕作しやすい農地にするための基盤整備等の実施といった取組を行わなければ、解決することが難しいのが現状である。

③そのため、こうしたエリアにおいては、地域の「人と農地」の問題を、理解し、具体的に行動していくよう地域農業者、関係機関等一体となって、今後も話し合い等を進めていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

橘地区（西田、西泉東、西泉中、西泉西、檜木西、檜木東、坂元、北山、野々市西、野々市東）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	19 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、水稻と七草、玉ねぎ等の野菜の複合経営を行う担い手（地域の中心となる経営体）を中心に、地域外の担い手、地域内の小規模な農業者及び兼業農家といった多様な農業者によって、農地が管理・耕作されている。

②今後、担い手のさらなる農業経営の安定化や規模拡大を図るために、「分散している農地の連担化」や「面的な農地の集積」による作業の効率化を図る必要があり、その実現のためには地域の農業者の理解と協力が必要不可欠である。

- ③他方、今後5～10年以内に高齢化や後継者不足等によって、農業をリタイアする方、規模縮小意向の農業者が出てくることが予想されるが、本地区には、耕作条件が悪い農地も多く存在し、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することが困難であるため、小規模農家や兼業農家、そして担い手が一体となって農地を維持・保全する必要がある。
- ④このため、将来的な集落営農組織の立ち上げ等についても、今後も話し合い等を進めしていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

氷見地区（西町、上の浦、切川、上町、上の川、尾土居、長谷、山口、久保、山道、大久保、新御堂、下町、新町、古町、裏、西の原、竹内、寺の下、新出、末長、宮の下、新兵衛、土居）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	34 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①地域の担い手（今後の地域の中心となる経営体）が中心となり、面的集積を行うなど、作業の効率化が図れる形での規模拡大を図っていく。

②また、今後、離農や規模縮小する農業者の農地については、メリット措置である機構集積協力金などを活用するなど、規模拡大志向の地域の担い手へ集積させ、将来の経営規模等の目標が達成される体制を目指していく。

- ③ほ場整備実施地区等のほ場条件に恵まれた2毛作等が可能なエリアについては、ほ場条件等を踏まえ、高付加価値販売が可能な「早期米」の栽培、「水稻・玉ねぎ等の野菜」及び「水稻・はだか麦」等の2毛作を行い、優良農地をフル活用していく。
- ④また、当地区における土地利用型（米・麦等）の農業者においては、裸麦等の裏作の規模拡大も可能であるため、米1作の土地についても、農地の有効活用を図る観点から、地域の農業者の理解と協力のもと、可能な範囲での裏作での期間借地を進めていく。
- ⑤なお、本地区においては、現在、氷見上部地区（約25ha）において、ほ場整備事業が実施されており、こうしたほ場整備を契機として、地域の担い手への面的な農地集積が図られるよう、地域一体となって取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

氷見（蛭子）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	38 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①蛭子地区については、水田地帯であり地域内の農地の大半を地域の農業者が耕作し、集落がまとまって早期コシヒカリの栽培を行っている。

②離農や規模縮小する農家の農地については、規模拡大志向のある地域の担い手へ集積させ、将来の経営規模等の目標が達成される体制を目指す。

③また、当地区については、ほとんどの農地において排水が悪く、水稻の単作がほとんどであるため、今後の排水関係の整備（暗渠排水等）についても、地域内で検討していく。

④併せて、地域内の農地の大半を地域内の農業者が耕作しており、将来的な集落営農の可能性についても、検討していく。

⑤なお、本地区においては、大兵衛南・藏井地区（約57.8ha）において、ほ場整備事業が実施されており、こうしたほ場整備を契機として、地域の担い手への面的な農地集積が図られるよう、地域一体となって取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

禎瑞地区（九人、東禎瑞、西禎瑞）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	39 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、ほ場整備が実施されており、現在、地域の担い手（地域の中心となる経営体）を中心に水稻を軸とした、はだか麦、WCS稻及び玉ねぎ等の野菜の複合経営が行なわれている。

②今後、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小される農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③また、今後の具体的な地域農業のあり方については、国の政策等の方向性を踏まえながら、検討していく。